

2014年1月9日 全18頁

法律・制度 Monthly Review 2013.12

法律・制度の新しい動き

金融調査部 研究員
是枝 俊悟

[要約]

- 2013年12月の法律・制度に関する主な出来事と、12月に金融調査部制度調査課が作成・公表したレポート等を一覧にまとめた。
- 12月は、民法の改正法の可決・成立（5日）、「好循環実現のための経済対策」の閣議決定（5日）、自由民主党・公明党「平成26年度税制改正大綱」の公表（12日）、平成25年度補正予算案の閣議決定（12日）、平成26年度予算案の閣議決定（24日）などが話題となった。
- 金融調査部制度調査課では、こうした法律・制度の改正等に関するレポートを逐次作成している。

《 目 次 》

○2013年12月の法律・制度レポート一覧	2
○2013年12月の法律・制度に関する主な出来事	3
○2014年1月以後の法律・制度の施行スケジュール	5
○今月のトピック	
消費増税等の家計への影響試算	6
（平成26年度税制改正大綱反映版）	
○レポート要約集	14
○2013年12月の新聞・雑誌記事・TV等	18
○2013年12月の大和総研ウェブサイトコラム	18

◇2013年12月の法律・制度レポート一覧

日付	レポート名	作成者	内容	枚数
5日	会社法改正法案の国会提出	横山 淳	会社法	P. 6
12日	消費者裁判手続特例法、成立 ～いわゆる日本版クラスアクションの導入～	横山 淳	その他法律	P. 6
	情報伝達行為等に対する課徴金案 ～2013年金商法改正関連シリーズ～	横山 淳	金融商品 取引法	P. 7
13日	法令違反行為者の氏名公表措置の内閣府令案 ～2013年金商法改正関連シリーズ～	横山 淳	金融商品 取引法	P. 4
16日	法律・制度 Monthly Review 2013.11 ～法律・制度の新しい動き～	是枝 俊悟	その他法律	P. 9
18日	公開買付け等事実の情報受領者の インサイダー適用除外細目案 ～2013年金商法改正関連シリーズ～	横山 淳	金融商品 取引法	P. 6
19日	法律・制度のミニ知識 公正取引委員会の審判制度の廃止 ～2013年の独占禁止法改正～	堀内 勇世	その他法律	P. 4
	法律・制度のミニ知識 企業グループ内の資金融通と貸金業法 ～「金融・資本市場活性化有識者会合」 提言との関係で～	堀内 勇世	金融制度	P. 3
20日	ベイルイン、債務超過等の場合に限定へ ～【預保法施行規則改正案】預保法改正法の 曖昧な解釈を排除～	鈴木 利光	金融制度	P. 4
	法定利率に関する改正提案 ～民法（債権関係）の改正に関する中間試案－4～	堀内 勇世	その他法律	P. 9
24日	消費税増税等の家計への影響試算 （平成26年度税制改正大綱反映版） ～2011年から2016年までの家計の 実質可処分所得の推移を試算～	是枝 俊悟	税制	P. 19

◇2013年12月の法律・制度に関する主な出来事

日付	主な出来事
4日	<ul style="list-style-type: none"> ◇関税・外国為替等審議会外国為替等分科会、「第1回アジア諸国との金融協力等に関する専門部会」を開催。 ◇産業競争力強化法が参議院で可決・成立（2013年12月11日公布）。
5日	<ul style="list-style-type: none"> ◇民法の改正法が参議院で可決・成立。非嫡出子の法定相続分が嫡出子と同等に（2013年12月11日公布・施行）。2013年9月5日以後に開始した相続について適用。 ◇「『好循環実現のための経済対策』について」が閣議決定される。復興特別法人税の前倒し廃止、消費税率引上げ時の簡素な給付措置の実施などが盛り込まれる。 ◇経営者保証に関するガイドライン研究会、「経営者保証に関するガイドライン」を公表。経営者保証に依存しない融資の一層の促進のため債権者・債務者が努めるべきことなどを定める。2014年2月1日より適用。 ◇日本・スウェーデン政府、両国間の租税条約を改正する議定書に署名。
6日	<ul style="list-style-type: none"> ◇国税庁、「『租税特別措置法（相続税法の特例関係）の取扱いについて』の一部改正について（法令解釈通達）」を公表。二世帯住宅における小規模宅地等の特例の適用の取扱いを変更（2014年1月1日より適用）。 ◇特定秘密保護法が参議院で可決・成立（2013年12月13日公布、公布日から1年以内の政令指定日に施行）。
9日	<ul style="list-style-type: none"> ◇国際統合報告評議会（IIRC）、「国際統合報告フレームワーク」を発行。
10日	<ul style="list-style-type: none"> ◇金融庁、「平成25年3月期有価証券報告書の法令改正関係審査の実施結果について」を公表。社外取締役及び社外監査役に関する記載内容に不備があった有価証券報告書の提出会社73社全てから訂正報告書が提出された。 ◇金融庁、「保険会社向けの総合的な監督指針」及び「保険検査マニュアル」等の一部改正（案）を公表（2014年1月14日まで意見募集）。 ◇金融庁、「清算・振替機関等向けの総合的な監督指針」を公表し、同日より適用。
11日	<ul style="list-style-type: none"> ◇国際会計基準審議会（IASB）、年次改善プロジェクト（年次改善2012-2014年サイクル）による修正案を公表（2014年3月13日まで意見募集）。 ◇産業競争力強化法の政省令案が公表（2014年1月11日まで意見募集）。
12日	<ul style="list-style-type: none"> ◇自由民主党・公明党「平成26年度税制改正大綱」を公表。復興特別法人税の1年前倒し廃止、車体課税の見直し、NISAの制度拡充などの案。 ◇平成25年度補正予算案を閣議決定。「好循環実現のための経済対策」実施のための予算案。 ◇国税庁、「扶養義務者（父母や祖父母）から『生活費』又は『教育費』の贈与を受けた場合の贈与税に関するQ&A（情報）」を公表。 ◇国税庁、2014年中の特例基準割合（利子税・延滞税等の算出の基準になる利子率）を1.9%とする旨、公表。
13日	<ul style="list-style-type: none"> ◇金融・資本市場活性化有識者会合、「金融・資本市場活性化に向けての提言」を公表。 ◇金融庁、平成24年金融商品取引法等改正（総合取引所関係）に係る政令・内閣府令案等（行為規制に係る部分を除く）を公表（2014年1月14日まで意見募集）。 ◇金融庁、平成25年金融商品取引法等改正（9ヶ月以内施行）等に係る預金保険法施行令等の一部を改正する政令案等を公表（2014年1月14日まで意見募集）。 ◇バーゼル銀行監督委員会（バーゼル委）、最終規則文書「銀行のファンド向けエクイティ出資に係る資本賦課」を公表。 ◇証券監督者国際機構（IOSCO）、「市場構造の変化に伴う監督上の課題」および「取引手数料モデルとその取引行動への影響」を公表。

16日	<p>◇金融庁、「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」を一部改正し同日より適用。高齢顧客に対する勧誘・販売の際の留意事項を追加。</p> <p>◇保険監督者国際機構（IAIS）、「グローバルなシステム上重要な保険会社（G-SIIs）に適用する基礎的資本要件」の市中協議を開始（2014年2月3日まで意見募集）。</p>
17日	<p>◇日英政府、両国間の租税条約を改正する議定書に署名。親子会社間配当の源泉地国免税のための持株比率要件を50%以上から10%以上に引き下げるなどの案。</p> <p>◇バーゼル委、「マーケット・リスクのリスク・アセット計測の整合性評価に関する第2次報告書」を公表。</p> <p>◇日本取引所グループ、「JPX 金融資本市場ワークショップからの提言 ～魅力ある我が国金融資本市場の創出に向けて～」を公表。</p>
18日	<p>◇金融庁・財務省・国税庁、「米国のFATCA実施円滑化等のための日米当局の相互協力・理解に関する声明の一部を修正する追加的声明」を公表。</p> <p>◇バーゼル委、「実効的なリスクデータ集計とリスク報告に関する諸原則の取組みに関する進捗状況」を公表。</p> <p>◇IOSCO、「石油価格報告機関に関する原則」の実施状況に関する市中協議を公表（2014年1月24日まで意見募集）。</p>
19日	<p>◇バーゼル委、「証券化商品の資本賦課枠組みの見直し」の第2次市中協議文書を公表（2014年3月21日まで意見募集）。</p>
20日	<p>◇IOSCO、最終報告書「リテール向け仕組商品に対する規制」を公表。</p> <p>◇ジョイント・フォーラム、「長寿リスク移転市場：市場構造、成長の推進力・障害及び潜在的リスクについて」を公表。</p>
24日	<p>◇平成26年度予算案を閣議決定。</p> <p>◇経済産業省、純粋持株会社の財務状況、子会社・関連会社との関係などを明らかにする実態調査を行った旨、公表（2014年2月頃に調査結果の速報を公表予定）。</p>
25日	<p>◇金融審議会「新規・成長企業へのリスクマネーの供給のあり方等に関するワーキング・グループ」、「報告書」を公表。</p> <p>◇金融指標の規制のあり方に関する検討会、「金融指標の規制のあり方に関する検討会における議論の取りまとめ」を公表。</p> <p>◇企業会計基準委員会（ASBJ）、実務対応報告第30号「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」を公表。2014年4月1日以後開始事業年度の期首から適用（公表日以後終了事業年度の期首から早期適用可）。</p>
26日	<p>◇金融庁、「反社会的勢力との関係遮断に向けた取組みの推進について」を公表。年度内に所要の監督指針の改正を行う旨、公表。</p> <p>◇日本版ステewardシップ・コードに関する有識者検討会、「『責任ある機関投資家』の諸原則（案）《日本版ステewardシップ・コード》～投資と対話を通じて企業の持続的成長を促すために～」を公表（2014年2月3日まで意見募集）。</p>
27日	<p>◇金融庁、「主要行等向けの総合的な監督指針」及び「金融検査マニュアル」等の一部改正（案）を公表。銀行等に「経営者保証に関するガイドライン」を踏まえた対応を求める案（2014年1月27日まで意見募集）と銀行等による議決権保有制限の見直しを踏まえた対応などの案（2014年2月14日まで意見募集）。</p> <p>◇金融庁、平成25年金融商品取引法等改正（1年以内施行）等に係る銀行法施行規則等の改正案を公表。銀行等による議決権保有制限の見直しなどの案（2014年1月27日まで意見募集）</p> <p>◇ASBJ、当期純利益の概念に関するペーパーを公表。</p>

◇2014年1月以後の法律・制度の施行スケジュール

日付		施行される内容
2014年	1月1日	◇上場株式等の配当・譲渡益等の税率（個人）が10.147%から20.315%に引き上げ。 ◇NISAにおける新規投資が可能に（受渡日ベース）。
	2月	◇東証上場会社に、社外取締役である独立役員1名以上確保の努力義務（予定）。
	3月16日	◇高齢顧客への勧誘による販売に係る「協会の投資勧誘、顧客管理等に関する規則」等の改正の一部施行（社内規則の制定を義務化）。
	3月17日	◇平成25（2013）年分所得税の確定申告期限。第1回目の国外財産調書（平成25年12月31日分）の提出期限。
	3月24日	◇東証のデリバティブ市場が大証に統合される（予定）。
	3月31日	◇国内基準行向けバーゼルⅢの適用開始。 ◇「退職給付に関する会計基準」の改正（未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の計上）について2014年3月期の期末から強制適用。
	4月1日	◇消費税率が5%から8%に引き上げ。 ◇住宅ローン減税の控除限度額が拡充。 ◇2014年度以後に入学する生徒より一定所得以上の世帯から公立高校の授業料を徴収。 ◇2014年度以後に70歳となる人から、70歳～74歳の医療費窓口負担割合が2割に（現行1割）。 ◇「企業結合に関する会計基準」の改正について早期適用が可能に。 ◇「退職給付に関する会計基準」の改正（退職給付債務・勤務費用の計算方法の見直しなど）について2015年3月期の期初から原則適用開始。 ◇東証の上場株券に係る時価総額基準等の一部変更措置が解除（時価総額基準等の引き上げ）。 ◇情報伝達行為等に対するインサイダー取引規制の施行（予定）。
12月1日	◇投資信託等のトータル・リターンのお知らせの適用開始。	
2015年	1月1日	◇相続税・贈与税の抜本改正（相続税・贈与税の最高税率の55%への引き上げ、相続税の基礎控除額の4割縮減など）の施行。 ◇所得税の最高税率が40%から45%に引き上げ。
	3月31日	◇復興特別法人税の課税期間の終了（注）。
	4月1日	◇「企業結合に関する会計基準」の改正の強制適用。
	10月1日	◇消費税率が8%から10%に引き上げ。
	12月31日	◇「教育資金の一括贈与非課税措置」における金融機関の口座への拠出可能期間が終了。
2016年	1月1日	◇公社債税制の抜本改正（申告分離課税化、上場株式等との損益通算など）の施行。

※2013年12月31日時点で決定されている法令・規則等に則って記載している。税制・会計等の適用時期は、3月決算法人の例を記載している。12月中に新たに決定されたスケジュールは太字で記載。

（注）現行法上は2015年3月31日に廃止される予定であるが、2013年12月12日発表の自由民主党・公明党「平成26年度税制改正大綱」では、復興特別法人税を現行法より1年前倒しで廃止するとしている。

◇今月のトピック

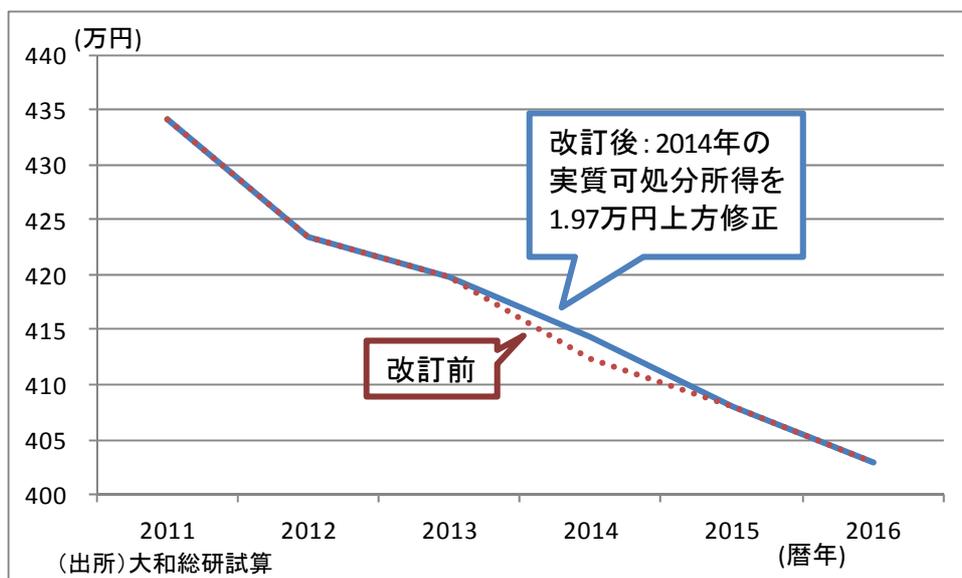
消費税増税等の家計への影響試算（平成 26 年度税制改正大綱反映版）

2013 年 12 月 24 日 是枝 俊悟

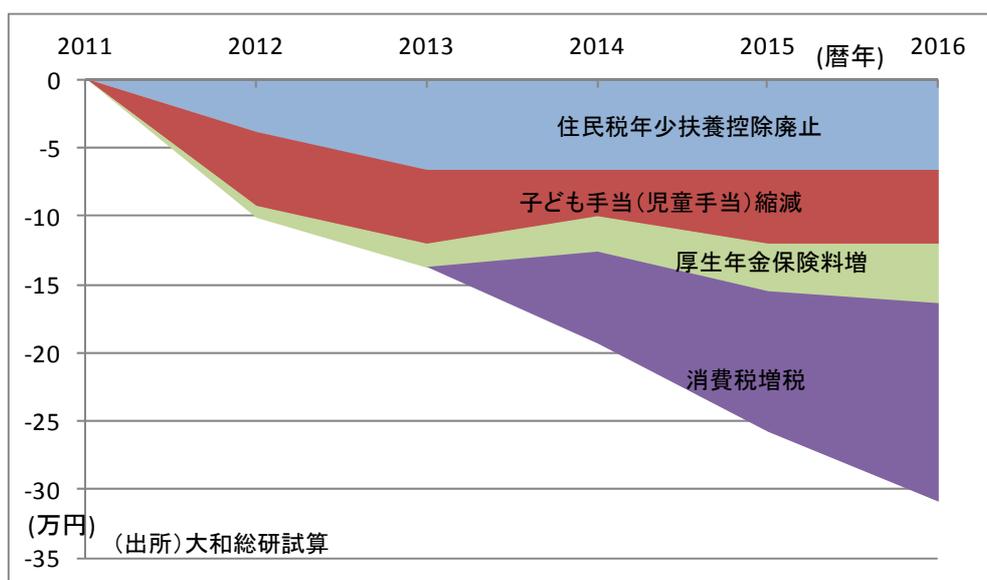
http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/tax/20131224_008051.html

※図表番号は、引用元の図表番号に対応している。

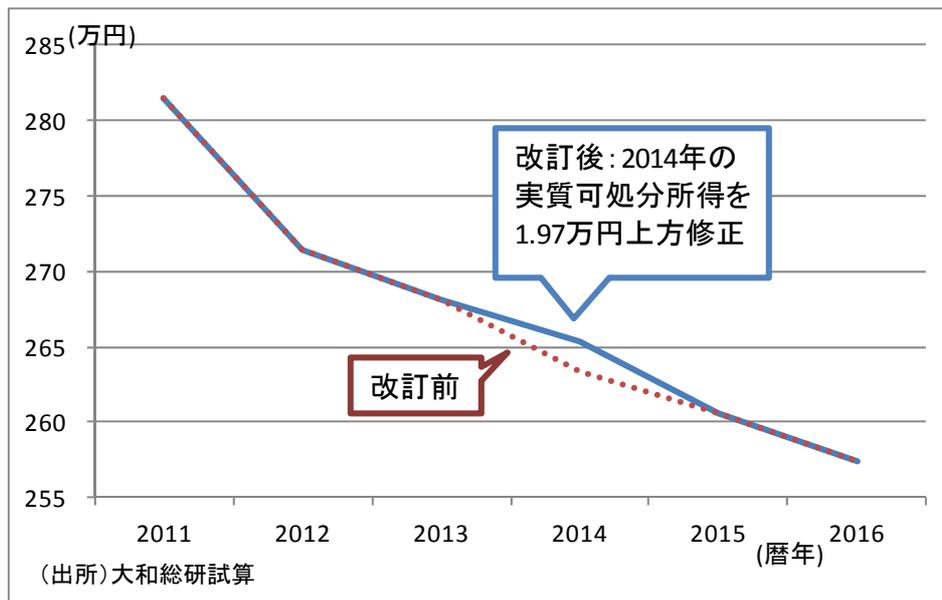
図表 1-A 年収 500 万円・片働き 4 人世帯の実質可処分所得の試算



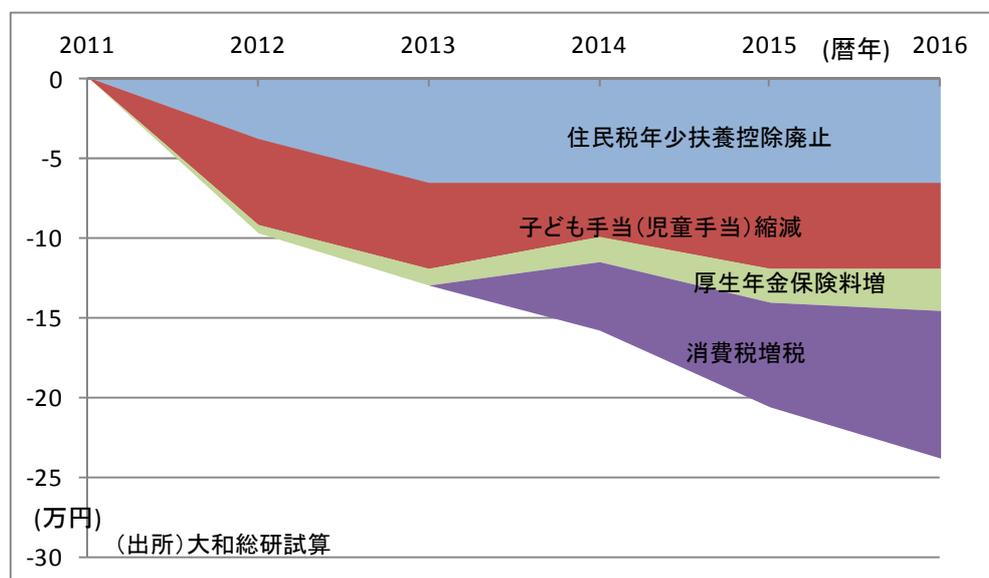
図表 1-B 年収 500 万円・片働き 4 人世帯の実質可処分所得の減少要因のうち主なもの



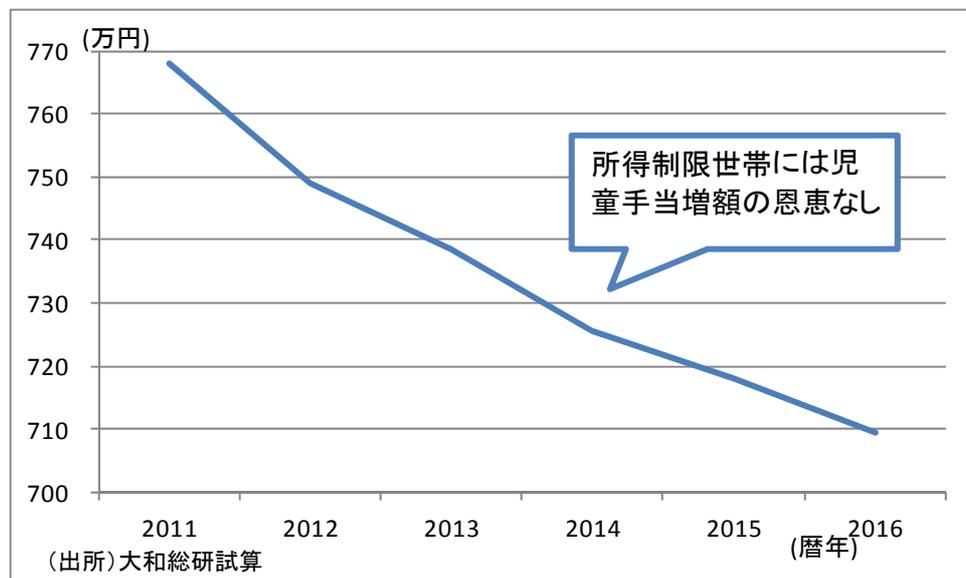
図表 2-A 年収 300 万円・片働き 4 人世帯の実質可処分所得の試算



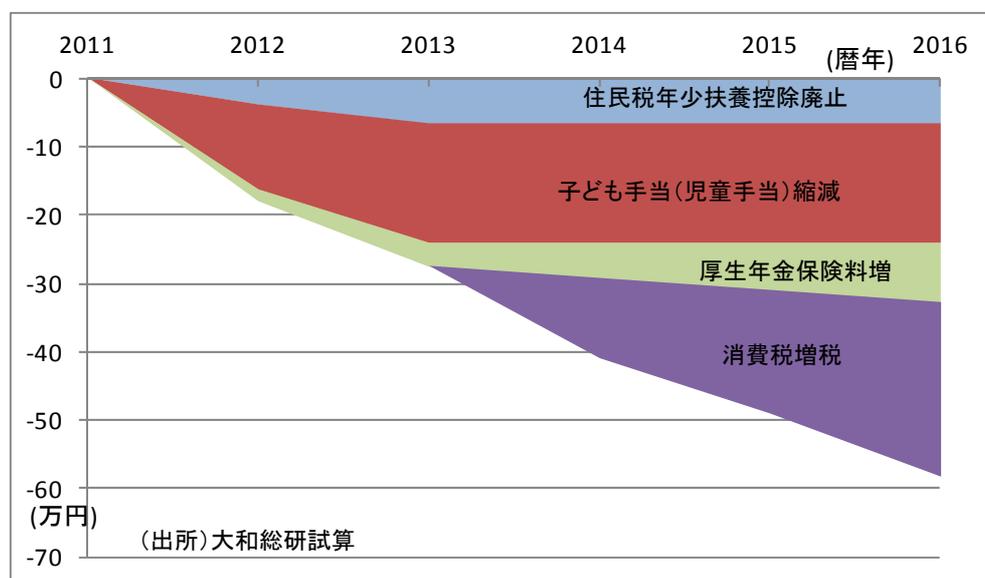
図表 2-B 年収 300 万円・片働き 4 人世帯の実質可処分所得の減少要因のうち主なもの



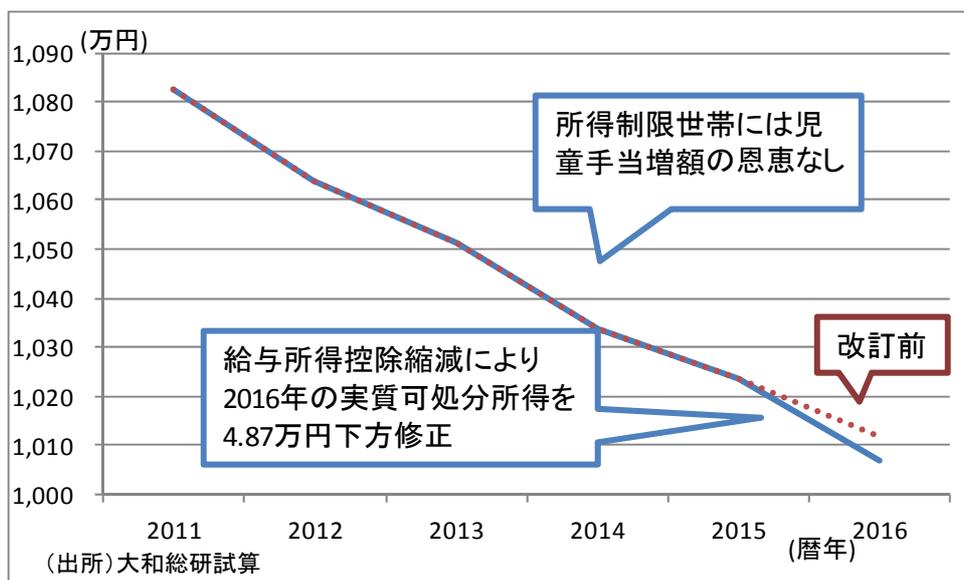
図表 3-A 年収 1,000 万円・片働き 4 人世帯の実質可処分所得の試算



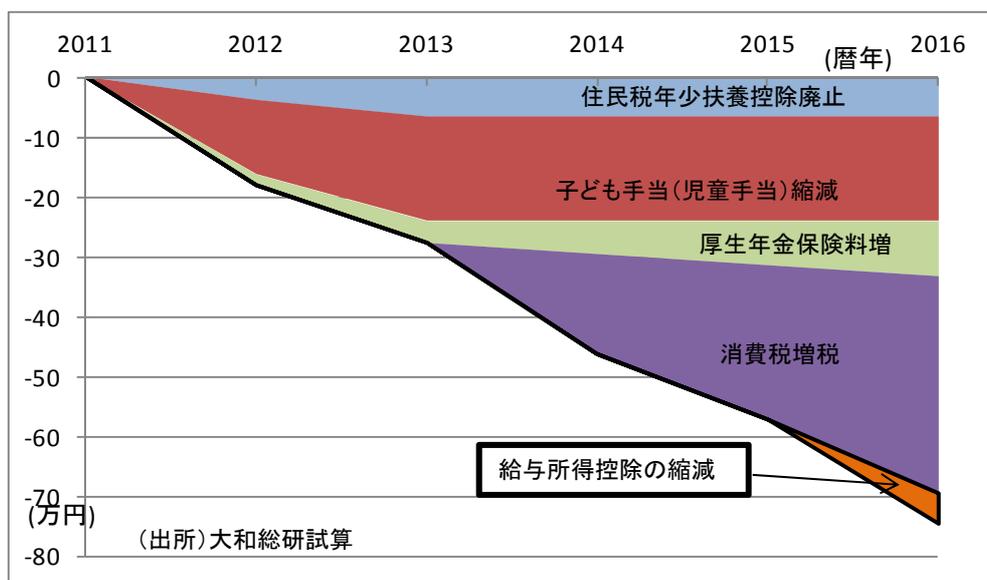
図表 3-B 年収 1,000 万円・片働き 4 人世帯の実質可処分所得の減少要因のうち主なもの



図表 3+A 年収 1,500 万円・片働き 4 人世帯の実質可処分所得の試算



図表 3+B 年収 1,500 万円・片働き 4 人世帯の実質可処分所得の減少要因のうち主なもの

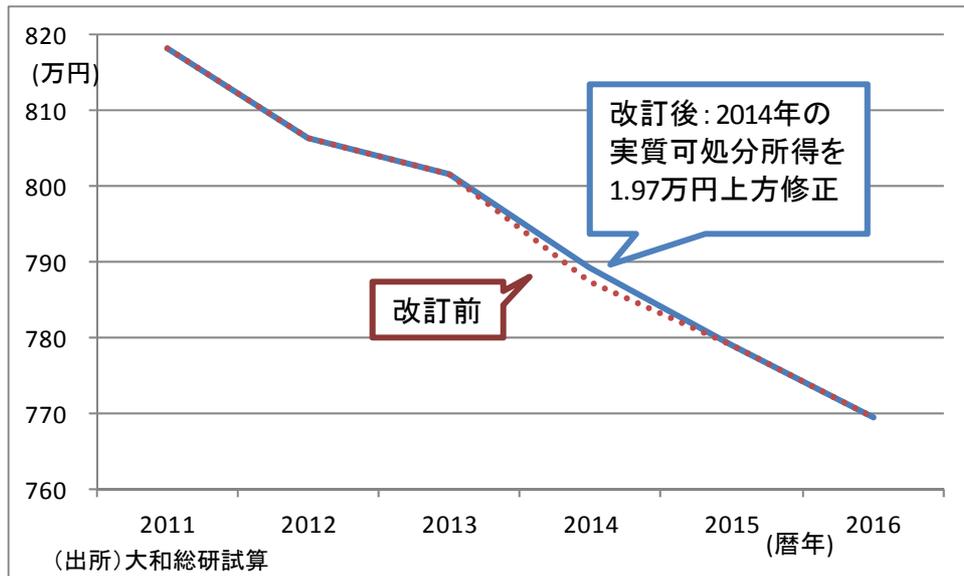


図表 3+C 給与所得控除の縮減による増税額の試算 (年収 1,500 万円・片働き 4 人世帯)

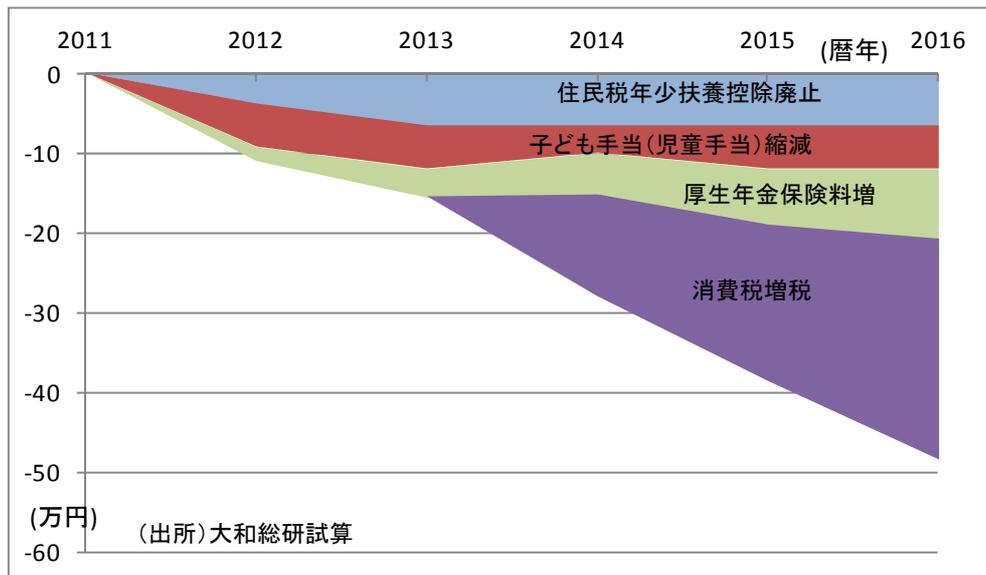
		2015年	2016年	2017年	2018年	2019年 (完全移行)
給与所得控除	所得税・復興特別所得税	245万円	230万円	220万円		
	住民税	245万円		230万円	220万円	
税負担の増加 (2015年比)	所得税・復興特別所得税	—	5.05万円	8.42万円	8.42万円	8.42万円
	住民税	—	—	$1.50\text{万円} \times 7/12 = 0.88\text{万円}$	$1.50\text{万円} \times 5/12 + 2.50\text{万円} \times 7/12 = 2.08\text{万円}$	2.50万円
	合計	—	5.05万円	9.30万円	10.50万円	10.92万円

(出所)大綱をもとに大和総研試算

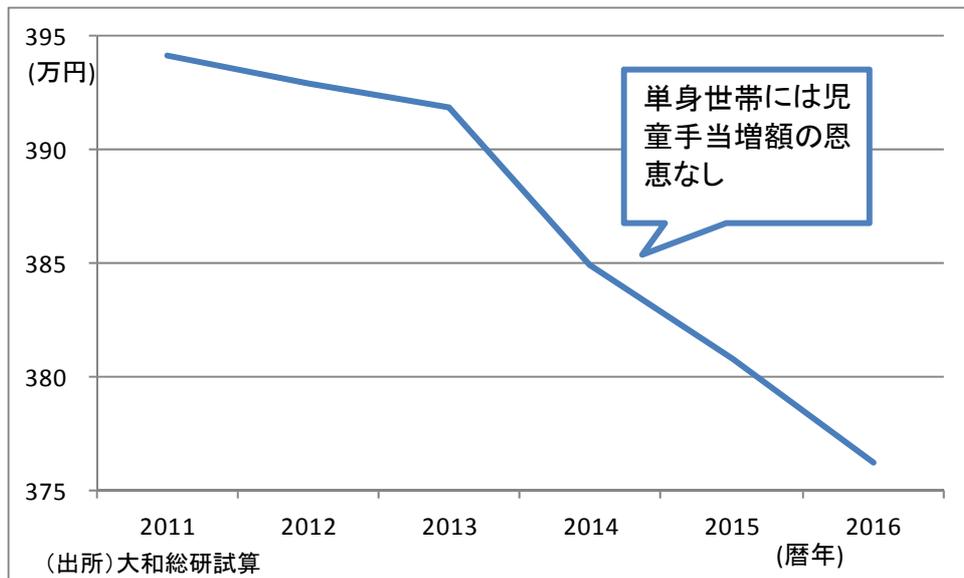
図表 4-A 年収 1,000 万円・共働き 4 人世帯の実質可処分所得の試算



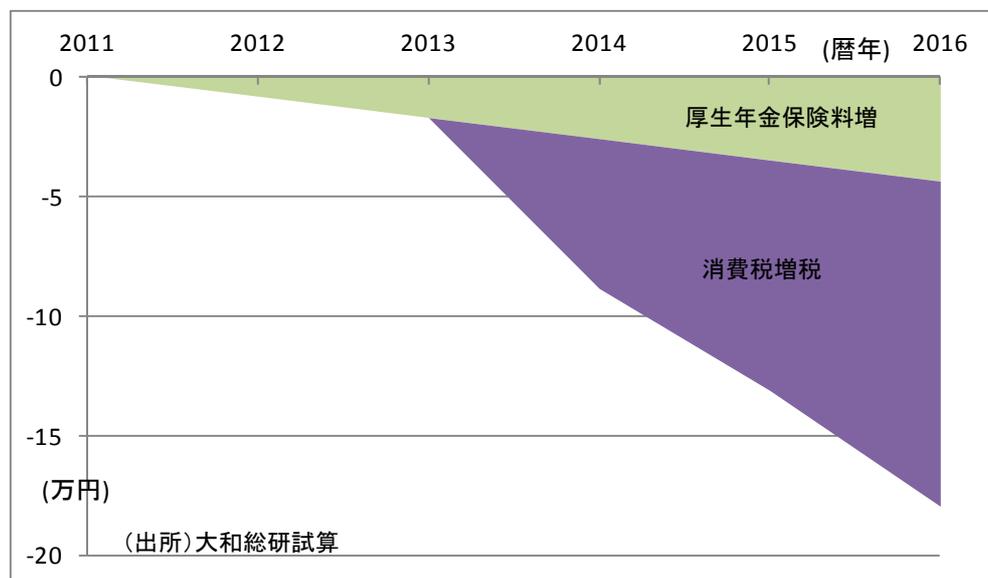
図表 4-B 年収 1,000 万円・共働き 4 人世帯の実質可処分所得の減少要因のうち主なもの



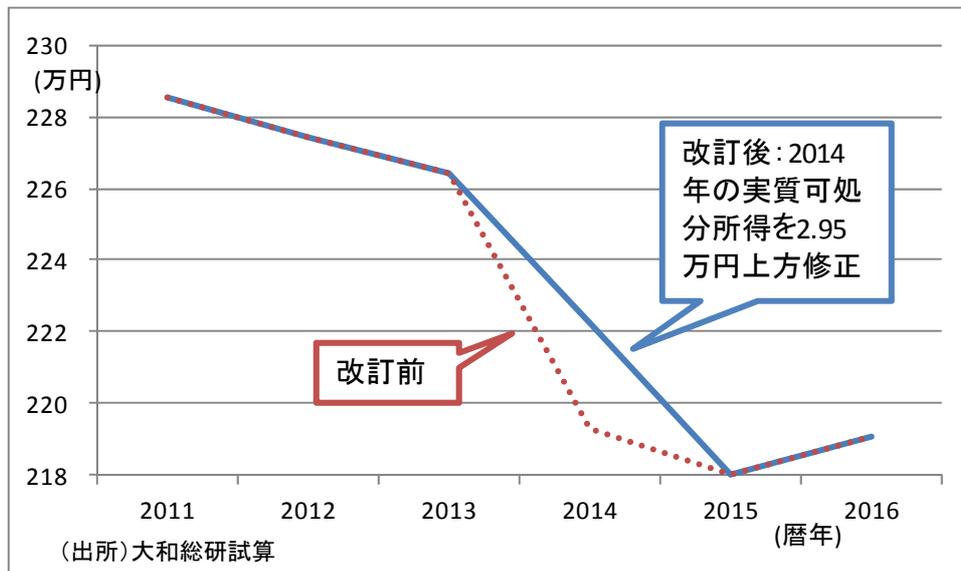
図表 5-A 年収 500 万円・単身世帯の実質可処分所得の試算



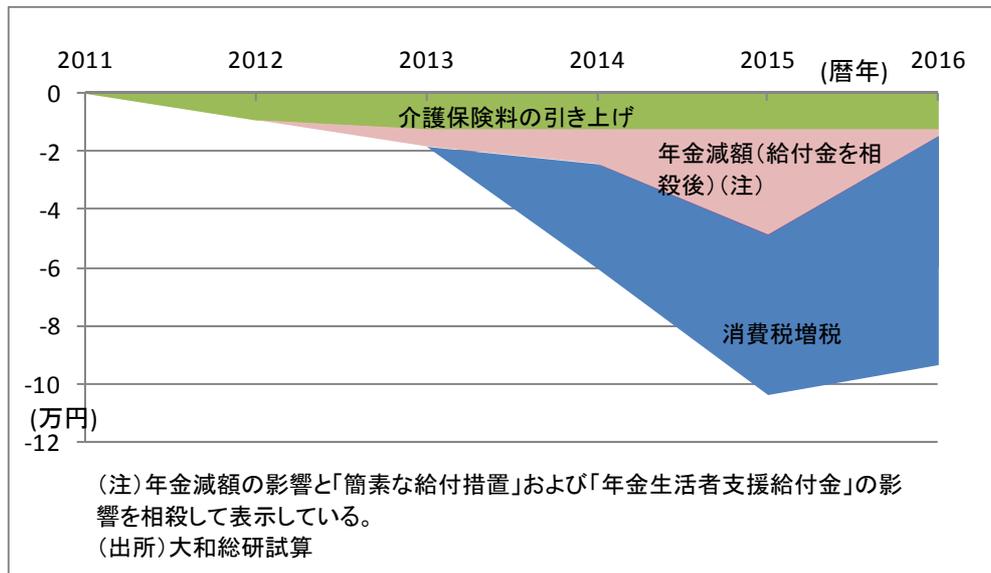
図表 5-B 年収 500 万円・単身世帯の実質可処分所得の減少要因のうち主なもの



図表 6-A 年収 240 万円・年金夫婦世帯の実質可処分所得の試算



図表 6-B 年収 240 万円・年金夫婦世帯の実質可処分所得の減少要因のうち主なもの



図表7 試算結果（改訂後）のまとめ

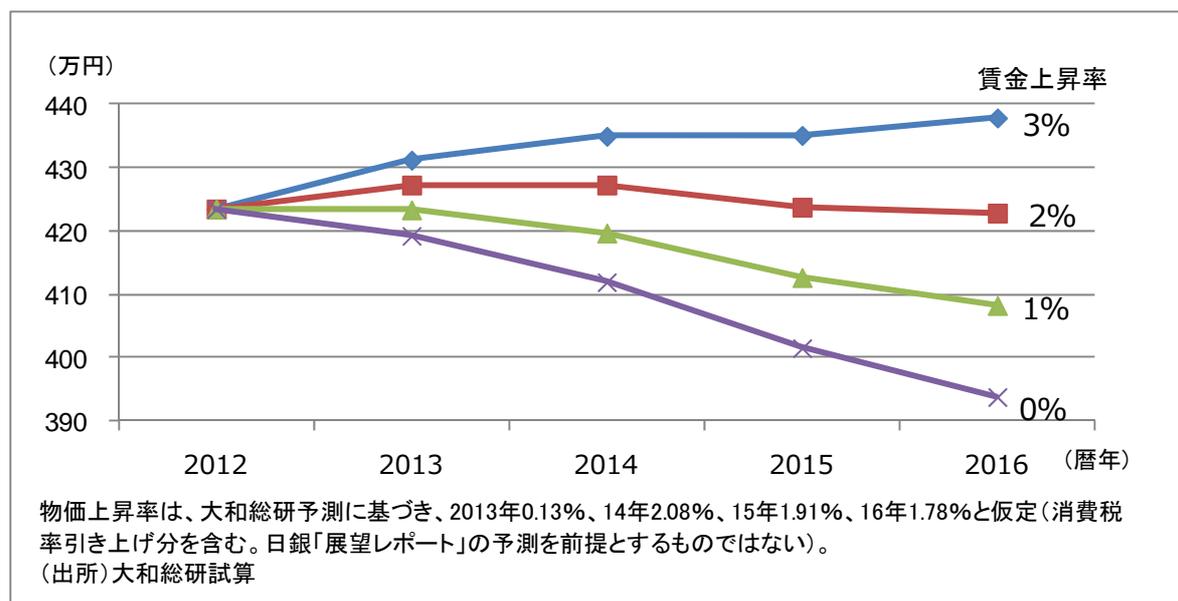
	世帯構成	世帯年収	各年の実質可処分所得(改訂後)					
			2011	2012	2013	2014	2015	2016
ケース2	片働き4人世帯	300万円	281.52	271.39	268.10	265.31	260.55	257.43
ケース1		500万円	434.23	423.51	419.78	414.30	407.94	403.00
ケース3		1,000万円	767.83	749.15	738.72	725.76	718.15	709.55
ケース3+		1,500万円	1,082.49	1,063.72	1,051.30	1,033.58	1,023.46	1,006.99
ケース4	共働き4人世帯	1,000万円	818.34	806.33	801.56	789.33	779.01	769.60
ケース5	単身世帯	500万円	394.19	392.89	391.87	384.92	380.81	376.20
ケース6	年金夫婦世帯	240万円	228.53	227.41	226.42	222.24	218.00	219.05

	世帯構成	世帯年収	2013→2014		2011→2016	
			変化額	変化率	変化額	変化率
ケース2	片働き4人世帯	300万円	-2.78	-1.0%	-24.09	-8.6%
ケース1		500万円	-5.48	-1.3%	-31.22	-7.2%
ケース3		1,000万円	-12.96	-1.8%	-58.28	-7.6%
ケース3+		1,500万円	-17.72	-1.7%	-75.50	-7.0%
ケース4	共働き4人世帯	1,000万円	-12.23	-1.5%	-48.74	-6.0%
ケース5	単身世帯	500万円	-6.95	-1.8%	-17.98	-4.6%
ケース6	年金夫婦世帯	240万円	-4.18	-1.8%	-9.48	-4.1%

(注)単位:万円、表示単位未満四捨五入。

(出所)大和総研試算

図表8 年収500万円・片働き4人世帯の実質可処分所得の試算（物価・賃金変動を考慮）



図表9 高校無償化の所得制限ラインとなる世帯年収

	片働き	925万円～930万円程度
共働き	夫婦の年収が同じ	1,030万円～1,040万円程度
	一方の年収が100万円	1,025万円～1,030万円程度

(注)「子のうち1人が高校生で、他はすべて中学生以下」か「子が高校生の1人のみ」の場合。

(出所)大和総研試算

◇レポート要約集

【5日】

会社法改正法案の国会提出

2013年11月29日、会社法改正法案が国会に提出された。ただし、会期が12月6日までのため、継続審議とした上で、来年（2014年）の通常国会での成立を目指す可能性が高いだろう。

法案には、2012年9月に法制審議会が採択した「会社法制の見直しに関する要綱」を踏まえ、①社外取締役・社外監査役の社外要件の見直し、②多重代表訴訟制度の創設、③監査等委員会設置会社制度の創設、④支配株主の異動を伴う第三者割当に対する規制、⑤特別支配株主の株式等売渡請求制度の創設などが盛り込まれている。

施行日は、公布日から1年6ヵ月内の政令指定日とされている。

http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/commercial/20131205_007976.html

【12日】

消費者裁判手続特例法、成立

～いわゆる日本版クラスアクションの導入～

2013年12月4日、「消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律」が成立した。

これは、消費者契約に関して相当多数の消費者に生じた財産的被害を集団的に回復するための「被害回復裁判手続」（いわゆる日本版クラスアクション）を導入するものである。

具体的な手続は二段階に分かれ（二段階型）、一段階目では、特定適格消費者団体が原告となって、事業者の共通義務（対象となる消費者全体に共通する事実上・法律上の原因に基づき、金銭を支払う義務）の有無について審理する（共通義務確認訴訟）。

二段階目では、第一段階で事業者の共通義務が認められれば、個々の消費者の授権を受けた特定適格消費者団体が届け出た債権について、個別の事情に基づいて、事業者が消費者に支払うべき金額を審理することとなる（簡易確定手続）。

なお、国会審議の過程で、政府に対し、濫訴防止や特定適格消費者団体の支援について、「速やかに検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる」ことを求める附則を追加するなどの修正が行われている。

施行は、公布日から3年以内の政令指定日とされている。なお、経過措置により、施行前に締結された契約に関する請求には、適用しないこととされている。

http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/law-others/20131212_008002.html

情報伝達行為等に対する課徴金案

～2013年金商法改正関連シリーズ～

2013年11月21日、金融庁は、「平成25年金融商品取引法等改正（1年以内施行）等に係る内閣府令案等の公表について」を明らかにした。

この中で、金融庁は、2013年の金商法等改正により新たに導入される情報伝達行為等に対するインサイダー取引規制に対する課徴金額の計算方法の細目を定めている。

また、ファンドなどの資産運用業者が「他人の計算」により不公正取引を行った場合の課徴金額についても、2013年の金商法等改正を受けた見直しを行っている。

http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/securities/20131212_008003.html

【13日】**法令違反行為者の氏名公表措置の内閣府令案
～2013年金商法改正関連シリーズ～**

2013年11月21日、金融庁は、「平成25年金融商品取引法等改正（1年以内施行）等に係る内閣府令案等の公表について」を明らかにした。

この中で、金商法等改正法により新たに導入されるエンフォースメントである法令違反行為を行った者の氏名等を公表する措置（氏名公表措置）の手續（案）を定めている。

具体的には、①公表は、インターネットの利用その他の適切な方法により行うこと、②あらかじめ、法令違反行為者に対して意見申述の機会を与えること、が規定されている。

http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/securities/20131213_008011.html

【16日】**法律・制度 Monthly Review 2013.11
～法律・制度の新しい動き～**

2013年11月の法律・制度に関する主な出来事と、11月に金融調査部制度調査課が作成・公表したレポート等を一覧にまとめた。

11月は、空売り規制の見直しが施行されたこと（5日）、日本取引所グループ・日本経済新聞社が新指数「JPX日経インデックス400」の初期採用銘柄等を公表したこと（6日）、国内基準行向けバーゼルⅢの監督指針が公表されたこと（22日）などが話題となった。

金融調査部制度調査課では、こうした法律・制度の改正等に関するレポートを逐次作成している。

http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/law-others/20131216_008013.html

【18日】**公開買付け等事実の情報受領者のインサイダー適用除外細目案
～2013年金商法改正関連シリーズ～**

2013年11月21日、金融庁は、「平成25年金融商品取引法等改正（1年以内施行）等に係る内閣府令案等の公表について」を明らかにした。

この中で、公開買付け等事実の情報受領者が、インサイダー取引規制の適用除外を受けるために必要な情報開示の細目（案）が定められている。

具体的には、伝達を受けた公開買付け等に関する買付者の名称、対象会社、買付予定の株券等の数などが開示項目として定められている。

http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/securities/20131218_008027.html

【19日】**法律・制度のミニ知識 公正取引委員会の審判制度の廃止
～2013年の独占禁止法改正～**

2013年（平成25年）12月7日、独占禁止法を改正する法律が成立した。

今回の改正内容は、公正取引委員会が行う審判制度の廃止などである。この審判制度とは、企業などが公正取引委員会から独占禁止法違反で課徴金の行政処分を受けた場合などに、まず不服申立をするための制度である。

施行は、公布の日から起算して1年6ヶ月を超えない範囲内において政令で定める日からとされている。

http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/law-others/20131219_008037.html

法律・制度のミニ知識 企業グループ内の資金融通と貸金業法 ～「金融・資本市場活性化有識者会合」提言との関係で～

2013年12月13日、「金融・資本市場活性化有識者会合」が「金融・資本市場活性化に向けての提言」をまとめた。

ここでは「企業グループ内の資金融通」の部分に注目したい。

貸金業法との関係を示唆するニュースもあり、貸金業法との関係を見ていく。

http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/securities/20131219_008039.html

【20日】

ベイルイン、債務超過等の場合に限定へ

～【預保法施行規則改正案】預保法改正法の曖昧な解釈を排除～

2013年12月13日、金融庁は、「平成25年金融商品取引法等改正（9ヶ月以内施行）等に係る預金保険法施行令等の一部を改正する政令案等の公表について」（預保法施行令等改正案）を公表している（コメント提出期限は2014年1月14日）。

預保法施行令等改正案は、2013年6月19日に公布された「金融商品取引法等の一部を改正する法律」のうち、公布日から9ヶ月以内に施行される部分（9ヶ月以内施行改正法）に係る細則案である。9ヶ月以内施行改正法には、金融システムの安定を図るための金融機関等の資産及び負債の秩序ある処理（“resolution”）の枠組みの整備を目的とした、預金保険法の一部改正（預保法改正法）が含まれている。

預保法施行令等改正案が公表されるまでは、預保法改正法の文言上は、債務超過等を前提とした「第二号措置」、「第三号措置」及び「特定第二号措置」の場合のみならず、債務超過ではないことを前提とした「第一号措置」及び「特定第一号措置」の場合においても、契約上のベイルインの発動がなされうるという解釈が可能であった。こうしたことから、預保法改正法の公布日（2013年6月19日）から預保法施行令等改正案の公表日（2013年12月13日）までの間、実務担当者レベルで多少の混乱があったであろうことが推測される。

預保法施行令等改正案における契約上のベイルインの条項は、前述のような曖昧な解釈を排除するものとなっている。すなわち、預保法施行規則改正案は、契約上のベイルインの発動がなされうるケースを、債務超過等を前提とした「第二号措置」、「第三号措置」及び「特定第二号措置」の場合に限定している。

また、預保法施行令等改正案は、契約上のベイルインの対象となる社債、優先株式及び劣後ローンが無担保であることを確認している。

なお、預保法施行令等改正案には、預保法改正法の施行期日を示唆する条項は含まれていない。

http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/financial/20131220_008044.html

法定利率に関する改正提案 ～民法（債権関係）の改正に関する中間試案－４～

「民法（債権関係）の改正に関する中間試案」が2013年2月26日に決定されている。

現在、法制審議会民法（債権関係）部会で、2015年2月頃に法制審議会の答申が可能となるように、要綱案を取りまとめることを目指して改正に向けた審議が続けられている。

「民法（債権関係）の改正に関する中間試案」の内容は多岐にわたるが、ここでは法定利率に関する改正提案を取り上げる。

例えば、金銭債務の不履行の場合における損害賠償の遅延損害金を算定する場合などに使われることがある民法の「法定利率」を、固定制から変動制に変更することを提案している。

また、不法行為（例えば交通事故など）等に基づく損害賠償額の算定に当たり行われる中間利息控除についても、検討を行っている。

http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/law-others/20131220_008042.html

【24日】

消費税増税等の家計への影響試算（平成26年度税制改正大綱反映版） ～2011年から2016年までの家計の実質可処分所得の推移を試算～

「平成26年度税制改正大綱」の発表を受けて、2013年8月に発表した消費税率の引き上げ等の税・社会保障の制度改正の家計への影響試算を改訂した。

児童手当受給世帯（所得制限世帯除く）に2014年中に子ども1人あたり1万円が給付されることにより、ケース1、2、4では、2014年の実質可処分所得が改訂前と比べ1.97万円上方修正された。一定額の給付のため、比較的低所得の子育て世帯ほど年収に占める割合が高く、消費税の「逆進性」を緩和している。

簡素な給付措置により2014年中に低所得者に1人あたり1万円（年金受給者は1.5万円）が給付されることにより、ケース6（年収240万円・年金夫婦世帯）では2014年の実質可処分所得が改訂前と比べ2.95万円上方修正された。このケースでは、2014年における消費税率引き上げ等の前年比の負担増が改訂前と比べほぼ半減されることとなった。

http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/tax/20131224_008051.html

◇2013年12月の新聞・雑誌記事・TV等

掲載誌名等・日付	タイトル等	担当者
平成26年度税制改正大綱・消費税増税等による家計への影響について ◆新聞・雑誌 朝日新聞（2013年12月11日付朝刊2面、12月13日付朝刊2面） 日本経済新聞電子版（2013年12月11日付記事） 産経新聞（2013年12月25日付朝刊3面） ニッキンマネー（2014年1月号） ◆テレビ（情報提供） TBS「ひるおび！」（2013年12月12日放送） TBS「サタデーずばッと」（2013年12月28日放送） ◆テレビ（出演） フジテレビ「めざましテレビ」（2013年12月13日放送）		是枝 俊悟
月刊資本市場 （2013年12月号）	デリバティブ取引の証拠金規制の概要と その評価・課題について —【BCBS/IOSCO 最終報告】外貨フォワード 及びスワップは適用除外—	鈴木 利光
日本経済新聞 （2013年12月7日付 朝刊17面）	空売り規制の見直しについてコメント	横山 淳
週刊ダイヤモンド （2013年12月21日号）	数字は語る—5組に1組は離婚 夫婦円満で無事に老後を迎えられるか	是枝 俊悟
Financial Adviser （2014年1月号）	FPのための会計・税務 ZOOM UP! Vol. 34 国外財産調書制度の施行	是枝 俊悟
資本市場研究会・編 （2013年12月24日刊行）	「企業の情報開示の行方—開示フレーム ワークと統合報告を中心に—」 （『企業法制の将来展望—資本市場制度 改革への提言2014年度版』の第3章）	吉井 一洋

◇2013年12月の大和総研ウェブサイトコラム

日付	タイトル	執筆者
2013年 12月10日	変わり続ける法律～民法、独禁法、会社法 http://www.dir.co.jp/library/column/20131210_007979.html	堀内 勇世
2013年 12月17日	保有資産によって社会保障給付を制限してもよいのか？ http://www.dir.co.jp/library/column/20131217_008012.html	是枝 俊悟